

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 27 日（金）第 92 号 の 7



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

教 育 委 員 会 訓 令

○鹿児島県教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規程（※）（総務福利課取扱い） 1

教 育 委 員 会 訓 令

鹿児島県教育委員会訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、鹿児島県教育委員会が任命する職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第 2 条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で別に定める。

2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することがある。

（選考の方法）

第 3 条 会計年度任用職員の採用に係る選考は、面接、経歴評定その他の適宜の方法により、主務課の長又は所属長（以下「主務課長等」という。）が行うものとする。

2 主務課長等は、会計年度任用職員の採用に係る選考に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合

(2) 前年度において設置されていた職で、採用しようとする職と職務の内容が類似するもの（鹿児島県教育委員会が任命権を有していたものに限る。）に就いていた者を採用する場合において、面接及び当該職務の内容が類似する職におけるその者の勤務実績に基づき、能力の実証を行うことができると明らかに認められる場合であって、面接及び当該勤務実績に基づき当該能力の実証を行うとき。

（選考の基準）

第 4 条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び教育長が必要と認める知識、知能、技能、経歴等に置くものとする。

（その他）

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，同年 3 月 27 日から施行する。
- 2 会計年度任用職員の任用に関し必要な準備行為は，この訓令の施行の日前においても行うことができる。